

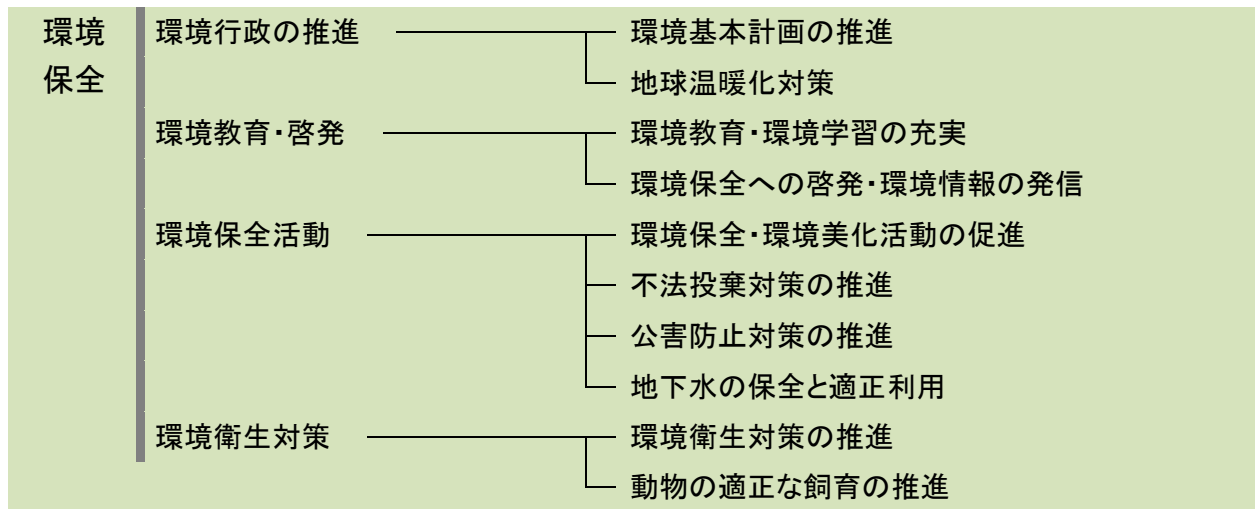
第1節 環境保全



現況と課題

- ◆ 2013（平成 25）年度に「第2次富士吉田市環境基本計画」を策定しました（2024（令和6）年度から「第3次富士吉田市環境基本計画」予定）。同計画では、『未来にのこそう美しい富士の里』を目指す環境の将来像として、4つの環境像の設定のもとに必要な取組を掲げ、これに基づき、環境教育や清掃活動支援、ごみの適正処理の啓発を行っています。また、地球温暖化防止対策としての2050（令和32）年温室効果ガス排出ゼロに向け、取組を図っていく必要があります。
- ◆ 2015（平成27）年度に「地域新エネルギービジョン」を改定し、木質バイオマスなど新たな再生可能エネルギーや燃料電池自動車等の導入可能性の検討を盛り込んでいます。公共施設に太陽光発電システムを設置するとともに、住宅用太陽光発電、蓄電システム、木質ペレットストーブ設置への補助を行っています。また、昨今の急激な気候変動等によるエネルギー問題への関心や、富士山世界文化遺産登録による富士山周辺の環境への関心が高まる中で、本市の特性や時流に合った新エネルギーの導入に向けた施策を検討する必要があります。
- ◆ 環境保全への意識を高めるため、身近な自然とのふれあいの場としての明見湖公園の管理、明見湖での田植え体験などを通じて環境を考える機会を設けているほか、地球温暖化防止、ごみの処理、エコロジー、野焼きや悪臭の発生防止等についての啓発などを行っており、これらの啓発や情報発信活動を続ける必要があります。
- ◆ 自治会、事業者、ボランティア団体等による身近な環境保全活動、環境美化活動、清掃活動など環境整備事業への支援を実施しており、こうした活動の継続が必要です。
- ◆ 廃棄物の不法投棄に対するパトロールや防止看板設置、回収を実施することで、不法投棄の未然防止、モラルの向上に努めています。
- ◆ 環境衛生対策として、自治会に消毒機の貸出しや薬剤の無料配布等を行っており、今後も機材や薬剤の適正な取扱い等の取組を続けることが必要です。また、犬の保護や公道等における動物の死骸処理を速やかに対応することで、衛生的で美しいまちづくりに努めています。
- ◆ 動物の適正な飼育のため、狂犬病集合予防注射や犬の登録、飼い方マナー等の啓発を積極的に行うなど、市民と小動物等が調和して住めるまちづくりの推進が求められます。

施策の体系



● 市民清掃活動



(1) 環境行政の推進

①環境基本計画の推進

「第2次富士吉田市環境基本計画」を共通指針として、市民、事業者、行政、滞在者が協働して富士山の豊かな森林、清らかな水などの自然環境に恵まれた環境を後世に継承していくことを目指しています。2023（令和5）年度をもって現在の計画期間が満了となるため、見直しを行い、地球温暖化等、現在の環境問題に対応した「第3次富士吉田市環境基本計画」を策定し、本市を取り巻く環境問題に対応していきます。

②地球温暖化対策

温室効果ガスの排出量を削減するため、住宅用太陽光発電、家庭用蓄電システムへの助成を継続するとともに、エネルギーの地産地消を目指し、木質ペレットストーブ設置への助成を行い、併せて、家庭や職場での節電などへの取組を働きかけます。同時に「地域新エネルギービジョン」に基づき、本市の特性に合った新エネルギーの導入を推進するとともに、新たな自然エネルギー技術についても時勢に合わせた導入の促進を図ります。また「地球温暖化防止実行計画」の見直しを行い、ゼロカーボンシティ宣言*1を行った自治体として、率先して温室効果ガスの排出削減を図ります。

(2) 環境教育・啓発

①環境教育・環境学習の充実

市民一人ひとりが地球環境に配慮した具体的な行動をとることができるよう、学校や職場、家庭や地域など、様々な場で積極的に環境教育・環境学習を推進していきます。また、自然の大切さや環境を守る意識を育てる場を創出するため、各種体験学習、環境講演など、子どもから大人までが参加できる環境教育・環境学習の機会を設け、環境について考えるきっかけを作っていきます。

②環境保全への啓発・環境情報の発信

地球温暖化防止、省エネルギー、行政が行う環境活動、また、騒音や悪臭の防止など、様々な環境情報を広報やホームページを用いて発信し、環境にやさしい消費行動を促し、身近な環境問題を考える機会となるよう市民や滞在者の環境意識の啓発・向上を図ります。

(3) 環境保全活動

①環境保全・環境美化活動の促進

自治会等が開催する身近な自然環境の保全や生活環境の美化などの活動への支援を継続して行うとともに、ボランティア団体等への活動参加・活動展開を働きかけていきます。これらにより、市民・事業者・行政・滞在者等の協働による身近な地域環境の保全に向けた取組の活発化を進めていきます。

*1) ゼロカーボンシティ宣言:2021(令和3)年2月に山梨県の主催で開催された「ストップ温暖化やまなし会議」において、脱炭素社会に向け、2050(令和32)年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明。

②不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄に対し、標識や看板、広報等による啓発活動を推進するとともに、山梨県や警察などの関係行政機関や個人、企業、団体と連携しながら不法投棄監視パトロールの実施による監視体制を強化するなど、不法投棄の未然防止、モラルの向上に努めます。また、家電リサイクル法によるリサイクル料課金に伴う不法投棄への対策強化を継続するとともに、不法投棄物の上積みによる環境汚染などの拡大を防止するため、撤去を継続して実施していきます。

③公害防止対策の推進

河川や地下水の水質、自動車騒音等など、市内の環境の実態を継続的に把握するため各種環境調査を、山梨県との連携を図りながら行っていきます。また、騒音・振動・悪臭・雑草の問題への対応など、各種関連法令等に基づく規制の遵守、環境改善指導を行い、生活環境の保全と公害の未然防止に努めていきます。

④地下水の保全と適正利用

地下水源の保全対策調査の結果と、地下水位のモニタリング調査の継続により、地下水の状況について引き続き監視していくとともに、地下水保全条例に基づき地下水の適正な利用に関する指導を行います。さらに、地下水利用者に対する啓発活動、地下水保全を含む環境保全活動への協力要請などを通じて、豊富な水量を誇る本市の地下水を利用した産業の活性化との調和を図っていきます。

(4) 環境衛生対策

①環境衛生対策の推進

自治会などが実施する衛生害虫の駆除活動への消毒機貸出支援の継続と、犬の保護・公道等における動物の死骸処理の速やかな対応をすることで、衛生的で美しいまちづくりの推進に努めます。

②動物の適正な飼育の推進

狂犬病予防法に基づく犬の登録、死亡、移転など、一連の業務を遂行していくとともに、山梨県獣医師会や山梨県動物愛護及び管理連絡協議会富士・東部支部と連携のもと、狂犬病予防注射の接種を実施し動物愛護精神の高揚やペットの飼い方マナーの向上、犬の登録の周知などにつながる啓発活動等を推進していきます。また、地域猫については、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元のテリトリーに戻すことで繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく活動を地域関係者及びボランティア団体と連携しながら推進していきます。

●明見湖環境フェスティバル

